

# 四万十町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

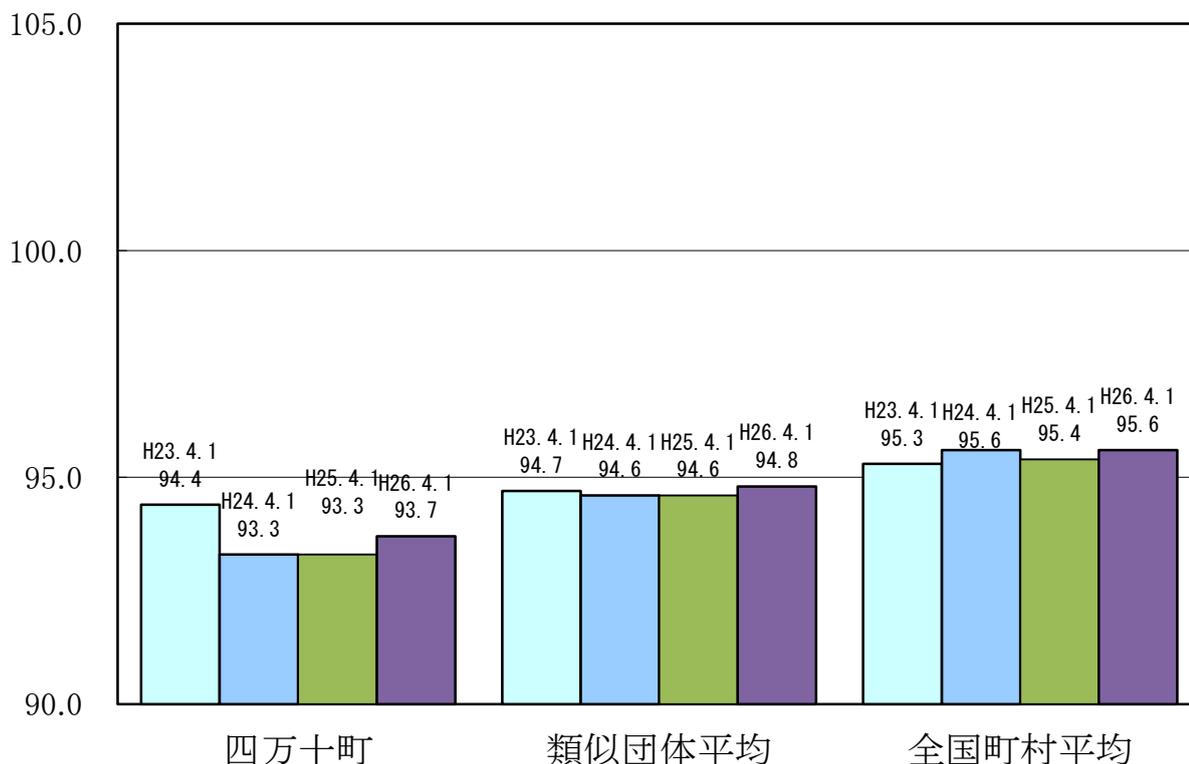
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
H25 年度	人 18,837	千円 18,601,461	千円 420,790	千円 2,220,110	% 12.0%	% 15.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H25 年度	人 247	千円 895,572	千円 128,051	千円 313,089	千円 1,336,712	千円 5,412	千円 5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 ( )	%	%	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施  未実施  ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

高知県人事委員会の勧告の趣旨に沿って、実施しない。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

なし

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四万十町	42.8 歳	310,400 円	384,895 円	328,137 円
高知県	43.4 歳	328,731 円	391,554 円	349,537 円
国	43.5 歳	335,000 円	408,472 円	— 円
類似団体	42.8 歳	313,913 円	358,085 円	339,175 円

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		四万十町	高知県	国
一般行政職	大 学 卒	169,800 円	177,600 円	172,200 円
	高 校 卒	143,700 円	143,700 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

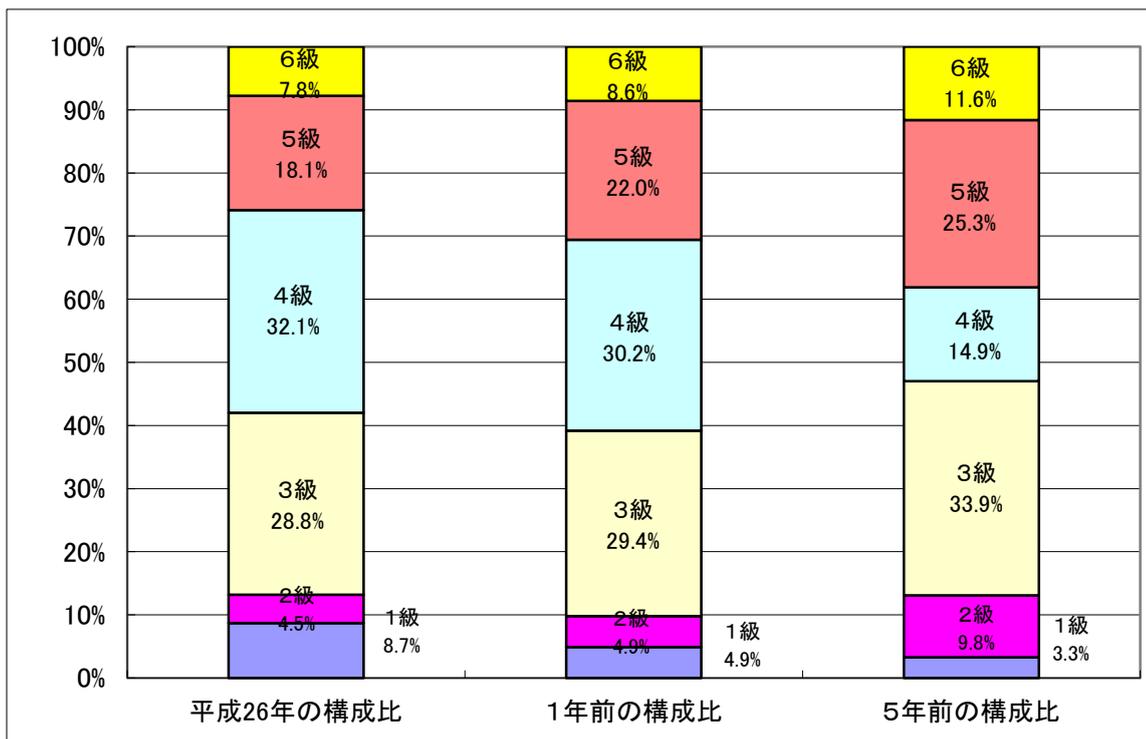
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	263,700 円	334,800 円	361,200 円	405,100 円
	高 校 卒	227,300 円	313,600 円	343,300 円	383,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	会計管理者、政策監、総合支所長、教育次長、副支所長、課長、事務局長、福祉医療センター所長等	19	7.8%
5 級	副課長、総括主幹、総括技幹、保育所長等	44	18.1%
4 級	副課長、総括主幹、総括技幹、主幹、技幹、主任保育士等	78	32.1%
3 級	主査、技査、保育士、保健師、社会福祉士	70	28.8%
2 級	主任、主任技師、保育士、保健師、社会福祉士	11	4.5%
1 級	主事、技師、保育士、保健師、社会福祉士	21	8.6%

- (注) 1 四万十町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価制度の実施に向けて検討中

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四万十町	高知県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,268 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,538 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.375) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.375) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務評価制度の実施に向けて検討中

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

四万十町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	51.428 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	19,204 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

国民健康保険十和診療所等に勤務する医師に対して支給している。

支給実績（25年度決算）		2,297 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		766 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
十和診療所等に勤務する医師	15 %	3 人	15 %

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	3,375 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	210,938 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	5.3 %		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	日額1,000円
夜間看護業務手当	国民健康保険大正診療所の病棟に勤務する職員	夜間看護業務	1回4,500円
医療業務手当	国民健康保険十和診療所等に勤務する医師	医療業務	月額50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	51,253 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	208 千円
支給実績（平成24年度決算）	47,749 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	192 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外1人6,500円、配偶者のいない扶養親族のうち1人11,000円（16～22才の子1人につき5,000円加算）	同		26,051 千円	206,754 円
住居手当	借家の場合：家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		16,860 千円	278,350 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じ2,000円～29,500円を支給 片道2km未満の者：なし	異なる	自動車等を使用する職員に対して一部異なる措置	17,414 千円	108,838 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,500円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	異なる	国制度は給料月額の20%を超えない範囲	10,310 千円	490,952 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	737,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 812,000 円/ 556,500 円	
	副 町 長	631,000 円	661,000 円/ 514,400 円	
	収 入 役	- 円	- 円/ - 円	
報 酬	議 長	283,000 円	338,000 円/ 243,000 円	
	副 議 長	228,000 円	261,000 円/ 209,000 円	
	議 員	205,000 円	241,000 円/ 183,300 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(25年度支給割合) 2.90 月分 -		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.90 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長 収 入 役	給料月額×在職年数×5.0 -	14,740 千円 7,572 千円	任期毎 任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

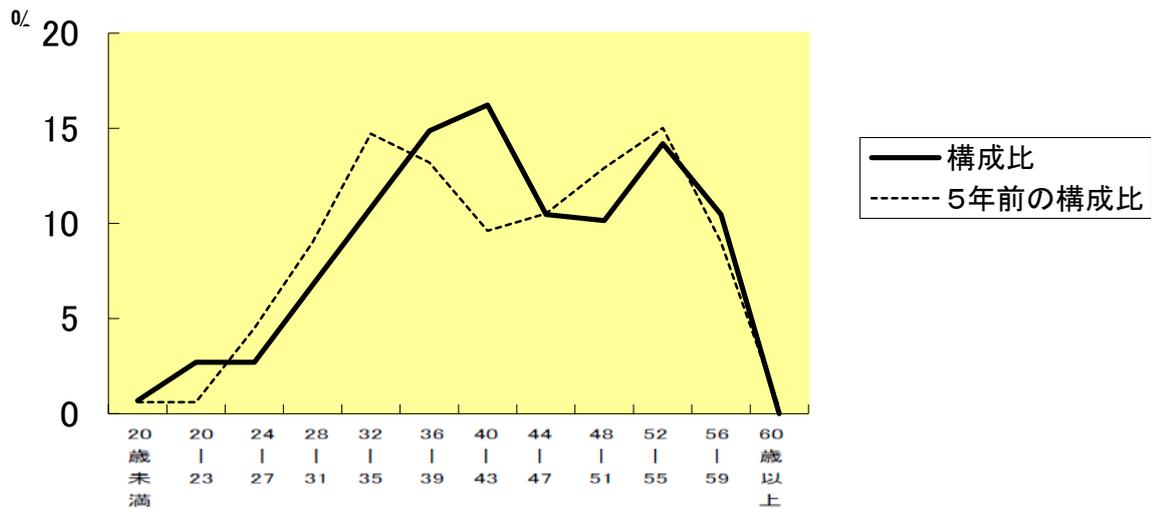
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	議会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の改革に伴う減(△4)</li> <li>・退職者の課付配置(1)</li> <li>・国土調査推進業務の増(1)</li> <li>・組織の改革に伴う減(△1)</li> <li>・危機管理課新設に伴う増(3)</li> <li>・組織の改革に伴う減(△1)</li> <li>・会計移管分による減(△2)</li> <li>・保育所職員の退職不補充(△2)</li> <li>・子育て支援業務の充実(1)</li> <li>・組織の改革に伴う減(△1)</li> <li>・退職者の課付配置(△1)</li> <li>・組織の改革に伴う減(△1)</li> </ul>	
	総務	38	36	△2		
	企画	9	9	0		
	住民	18	20	2		
	税務	16	16	0		
	一般行政部門	民生	60	56		△4
	衛生	21	20	△1		
	労働	0	0	0		
	農林水産	28	27	△1		
	商工	8	8	0		
	土木	15	13	△2		
	計	216	208	△8		<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>110.42</u> 人 (類似団体の人口1万人当たり職員 <u>87.16</u> 人)
	教育部門	32	32	0		
	消防部門	0	0	0		
小計	248	240	△8	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>127.41</u> 人 (類似団体の人口1万人当たり職員 <u>107.10</u> 人)		
公営企業等 会計部門	病院	30	29	△1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の退職不補充(△1)</li> <li>・会計移管分による増(2)</li> </ul>	
	水道	6	6	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	19	21	2		
	小計	56	57	1		
合計	304 [374]	297 [374]	△7 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>157.67</u> 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	8人	20人	32人	44人	48人	31人	30人	42人	31人	0人	296人

(注) 職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数です。

(3) 職員数の推移

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	229	224	217	217	216	208	△ 21 ( △ 9.2 %)
教育	41	40	34	33	32	32	△ 9 ( △ 22.0 %)
消防							0 ( )
普通会計	270	264	251	250	248	240	△ 30 ( △ 11.1 %)
公営企業等会計	63	64	59	57	56	57	△ 6 ( △ 9.5 %)
総合計	333	328	310	307	304	297	△ 36 ( △ 10.8 %)

(注) 各年における定員管理において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 105,734	千円 9,486	千円 10,965	% 10.4	% 10.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 2	千円 7,750	千円 591	千円 2,624	千円 10,965	千円 5,483	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
四 万 十 町	43.5 歳	322,917 円	456,875 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

四万十町		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)	
1,312 千円		1,268 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.30 月分	2.55 月分	1.30 月分
(1.375) 月分	(0.65) 月分	(1.375) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

四万十町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		千円	1人当たり平均支給額		19,204 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当・・・該当なし

エ 特殊勤務手当・・・該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	251 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	126 千円
支給実績（平成24年度決算）	280 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	190 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外1人6,500円、配偶者のいない扶養親族のうち1人11,000円（16～22才の子1人につき5,000円加算）	同		276 千円	138,000 円
住居手当	借家の場合：家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じ2,000円～29,500円を支給 片道2km未満の者：なし	同		340 千円	170,000 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,500円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	同		0 千円	0 円